

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第6回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年3月11日（火）13：03～14：43

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回のガスシステム改革小委員会を開催いたします。本日は第5グループに当たりますけれども、簡易ガス事業者代表として、日本コミュニティーガス協会からヒアリングを行います。初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○ガス市場整備課長

本日、ヒアリングに応じていただくのは、一般社団法人日本コミュニティーガス協会、鵜田勝彦会長、及び松村知勝専務理事のお二人です。加えて、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事が出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

なお、本日は東日本大震災から3年を迎えます。このため、審議中に2時46分になりましたら館内放送に沿って起立の上、1分間の黙祷を行いたいと思います。皆様ご協力をお願いいたします。以上です。

2. 議事

ガス事業者からのヒアリング（グループ⑤）

○山内委員長

それでは、議事に入ります。まず、事務局から資料の概要説明をお願いいたします。

○ガス市場整備課長

配付資料のうち、資料3をごらんください。簡易ガス事業制度の概要をまとめたものです。

1ページから2ページまでの1. 制定の経緯は、1970年にこの制度が設けられた背景と経緯をまとめています。

2ページ下から始まる2. 制度の枠組みは、特に一般ガス事業にかかる規制との関係を中心に

説明しています。

3ページの下半分は、この枠組みに関して指摘されている課題を挙げています。3ページの3.では簡易ガス事業の事業概要をデータとともに紹介しています。

4ページの上がブロックごと規模別の事業者数、下がシェアの大きい事業者です。

5ページは、事業者数の推移です。1997年から減少に転じています。

6ページの上が、需要家件数の推移です。こちらは2005年から減少に転じています。

6ページの下と7ページが、供給地点群に関するデータです。これも2006年から減少しています。

8ページに、簡易ガス事業がある大型団地の許可数の推移を挙げました。90年代に入るとほとんど許可数がないことがわかります。

9ページの下には、簡易ガスの需要家数が減った事業者に、その理由を聞いた結果を示しています。オール電化と空き家の増加が多いことがわかります。

次の資料4は、日本コミュニティーガス協会から提出された資料です。説明の際に御参照ください。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、続きまして、一般社団法人日本コミュニティーガス協会からご説明を願いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

日本コミュニティーガス協会の会長をいたしております鶴田でございます。本日は、ガスシステム改革の検討に当たりまして意見を述べる機会をいただきまして、まことにありがとうございます。以下、簡単に意見を述べさせていただきたいと思います。

今回のシステム改革の論点の1つに、小売需要家範囲の拡大等と並びまして、簡易ガス事業制度のあり方が挙げられておりますが、まず簡易ガス事業制度の生い立ちから簡単に申し述べたいと思います。

簡易ガス事業の制度は、昭和45年のガス事業法改正により創設されたものでありますが、経緯を若干申し上げますと、戦後、ガス事業法が制定された当時に、都市ガス事業に占める石炭製造ガスが93%、これは昭和28年の数字でございます、93%を占めておりました。一方、昭和30年ごろから使い勝手のよい家庭用燃料として、皆さんご存じのLPガスが普及をし始めました。昭和30年代半ばから後半にかけては都市周辺部で急増した住宅団地に対して、このLPガスを導管で供給する方式が急速に普及したところでございます。

このような状況に危機感を抱かれた都市ガス業界は、導管供給はガス事業法で規制すべきと主

張されるとともに、当時兼業規制がありましたので子会社を設立したりしまして、将来の都市ガス化への布石としてみずからもLPガスの導管供給を始めたと認識しております。

これに対しましてLPガス業界はLPガス単独の法制定を要望し、両業界だけでなく行政もそれぞれ所管する、当時通産省の鉱山局と公益事業局とで、また政界をも巻き込んだ10年以上の論争の結果、妥協の産物として現在の簡易ガス事業制度が生まれたものと認識しております。

このような経緯もありまして、簡易ガス事業者は現在、全国で1,400以上に上ります。その規模も一部上場企業から少人数で運営する小規模事業者など、さらには大手一般都市ガスの関連企業とLPガス販売業の延長で行うものまであり、さらに一般ガス事業209者のうち111者は当協会の会員でもあり、組合として行うもの以外は全てLPガス販売も兼業するなど、バックグラウンド、規模、地域性等々の違いもあり、多種多様でございます。

供給する簡易ガス団地も、5,000戸を超えるような大規模なものから、せり上がりと呼びたまたま供給戸数が70戸を超えて簡易ガス事業になったものや、許可地点数は70戸を超えてはおりませんが実質の料金が入ってくる調定数が70に至っていないものもございます。簡易ガス事業は一言で言うと多種多様と言えると思います。

このため、本委員会でのシステム改革に対する簡易ガス事業者の意見は必ずしも一様ではございません。これから申し述べます意見は、何回か業界内で、あるいは会員の中で、昨年末から議論をし尽くした基本的なスタンスに沿ったものについてお話しをすることになりますので、これに異なる意見をお持ちになっている会員もあるということをお断りしておきます。

いただきましたテーマについて、お話しをさせていただきます。

まず最初に、今後の事業展開についての見通しでございます。環境の変化、簡易ガス事業の特徴を踏まえてお話しをしたいと思います。

まず、取り巻く環境の変化という点では、ガス事業一般的に共通の環境でございますけれども、制度が創設された当時はまだ高度経済成長期でございました。都市の郊外に住宅団地の開発が進むなど、簡易ガスが採用され一定の伸びを示してまいりましたが、先ほど横島課長からも説明いただいたように、地点数、地点群数、それぞれにおいてピークアウトをしているというのが現状でございます。

原因といたしましては、少子高齢化、人口減少に加えまして、原料価格、LPGの高騰や不安定さもございますし、他のエネルギーとの競合がございます。それから、年々消費原単位が低下をしていくということで、事業者数、供給地点数も減少傾向となっております。全体として申し上げますと、今後を展望するのは大変難しい、困難な状況になっていると思います。

片や、簡易ガス事業の利点もございます。主にLPガスを供給しているわけでございますが、

ご承知のようにL Pガスは可搬性にすぐれてもおりますし、熱量は都市ガスの倍ぐらいございます。また、環境にやさしいエネルギーでもあります。我が国のように平野部の少ない国土にありましては、簡易ガス事業というのは全国どこでも低コストで効率的な、一団地一供給システムを提供できるスタイルだと思います。

したがって、コミュニティー単位の小規模供給ネットワークのため、災害時にも団地ごとに貯蔵されたガスを活用いたしますことでいち早く復旧できる。あるいは、災害対策が求められる都市部においても、セキュリティの観点から今後見直されるべき業態だと考えております。

一例を挙げますと、東日本大震災における被災直後のL Pガスの貢献は記憶に新しいところですが、その前にありました阪神淡路大震災の教訓に学ばれた兵庫県におかれましては、一般ガス供給区域内に簡易ガス事業による県営の災害復興住宅を建設した例がございます。

当然のことながら、お客様の選択の前提にはなりますが、大事なことは災害が起きたときだけではなく日ごろの営みの中でガスを使用していく、そういう意味においてコミュニティーガス事業、簡易ガス事業というのは有事の際も含めて貢献できるものだと考えております。

今後の事業展開という観点から申し上げますと、現在1,400というあまたの事業者が簡易ガス事業を営んでおりますが、今後どういう事業展開をしていくか具体的に予測することは困難でございます。ただ、それぞれの事業者の置かれた地域の事情、あるいは事業規模、経営姿勢、そういったものに応じて、それぞれ起業家として生き残りをかけて運営していくということが当然だと思います。

私の会社自身も簡易ガス事業、L Pガス事業、一般都市ガス事業、それぞれ経営をさせていただいております。簡易ガス事業について一般論で申し上げますと、ガスの供給という接点を生かしながらも、消費が減少傾向にあるガスの販売のみに頼ることはなく、太陽光、燃料電池等の販売による小さいながらもいわゆる総合エネルギー事業化を考えるという道や、あるいは地域のお客様が求めるサービスや商品の宅配といった事業の多角化等についても、鋭意、意を用いて対応をしていくことになると思います。

協会といたしましても近年は、魅力あるコミュニティーガス団地実現のための取り組み事例集とか、競合エネルギーに打ちかつ営業事例集など、いろいろなノウハウについて集積をし、会員にその活用を促してきているところであります。

以上が、今後の事業展開についてのお話をいたしました。

2点目でございます、小売自由化の範囲拡大についてであります。

当簡易ガス事業に関して申し上げますと、小売自由化の範囲拡大に関してと言うよりも、簡易ガス事業をめぐる現行の制度の主な問題点について申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、簡易ガス事業の定義、位置づけでございます。

一般ガス事業の供給区域内においては、仮にお客様が望んでも、許可要件である法37条の4第3号の需要家の名を借りました一般ガス事業の利益阻害性、また同条第4号の設備過剰性を理由として、事実上事業の許可が得られない状態でございます。また、例えば一般ガス事業の供給区域内で、これまで簡易ガスで供給してきた市営住宅等が老朽化をして建てかえられますと、新たな事業許可を必要としまして、直着と称して事実上許可が得られないケースが多うございます。

他方、一般ガス事業には同様に、ご存じのようにガス事業法第5条第3号で設備の過剰性のないことを許可要件とするにもかかわらず、簡易ガスの供給地点群を包含して供給区域を設定し、簡易ガスの既存の供給地点群に進出する等、公平さを欠いているのではないかという気持ちを持っております。

定義でございます「供給地点数70以上」は妥協の産物として定められたもので、合理性はありません。69以下になるといわゆる液化石油ガス法で規律されるなど、両方のお客様を扱っている事業者からしますと、お客様に対してその違いをわかりやすく説明することが大変難しゅうございます。

さらに、各論に入りますが、不合理なのは「一の団地」の解釈であります。最近、ガス事業法違反として嚴重注意処分される事例が急にふえております。一定の区域内で同一の事業者が異なる複数の供給設備から供給する場合であっても、合計70以上になるお客様に導管で供給する結果となると、一の団地として簡易ガス事業の許可を必要になるわけであります。常識的にはとても一の団地とは考えられないようなところについても線引きをされて、大変不自然な扱いを受けていると思います。

そのほか、簡易ガス事業の許可は供給地点ごとになっております。例えば戸建ての簡易ガス団地でお客様が二世帯住宅に建てかえるということになりますと、廃止の許可をし、2軒の供給地点増の許可申請を必要といたします。逆に住宅1軒のお客様がオール電化に切りかえられる場合には、当局の許可がまだ得られていないからそれまで待つてくださいということはとても無理であります。届け出なく廃止の許可を手続上必要とするなど、大変煩瑣な手続を求められているところでもあります。

以上、細々した話を申し上げましたが、以上のような問題は立法当時の解釈として一般ガス事業を優先され、簡易ガス事業は一般ガス事業を補完するものとの位置づけに由来するものと考えられます。一般ガス事業の供給区域は電気事業と異なり、採算性のある地域について申請をし、許可を受けて独占をされていますが、消費者の選択を基本としたガス体エネルギー間の公平かつ健全な競争環境を整備されることが必要と考えております。全体的な流れの中では、時代の変化

というものも考慮いただきたいと思います。

次に、料金規制についてであります。

一般ガス事業の料金規制は、供給区域の独占が認められる見返りだと思えます。簡易ガス事業については供給地点、供給地点群の独占が認められない法の運用にもかかわらず、同様の事前認可性の料金規制が行われており、合理性、公平性に欠けているのではないかと思います。

また、簡易ガスの料金規制は団地ごとに認可をすることでありまして、同一事業者が供給する近隣にある簡易ガス団地間においても料金が異なり、お客様から求められてもなかなか納得のいく説明ができないという事情にもございます。

したがって、もし今回のシステム改革により全面自由化が図られるとすれば、消費者みずからの責任で事業者を選択する公正な競争を担保するため、料金規制を撤廃し自由な料金制度にされるべきと考えます。

次に、原料すなわちガスの種類についてでございます。

簡易ガス事業が供給するガスの種類は法律上定められておりませんが、簡易ガス事業ではほとんどLPガスを供給しております。一方で、熱量調整等を行って100%LPガスを供給されている一般ガス事業者もあります。逆に、簡易ガス事業者がLNGを供給しようとする、前述したように一般ガス事業の許可を必要とするにもかかわらず、ごく一部ですがCNG、圧縮天然ガスを供給する簡易ガス事業者もおります。現行のガス事業法ではガスの種類によって事業の区分をしているわけではないにもかかわらず、以上のような事業区分は極めてわかりにくいものだと思います。簡易ガス事業のままでも消費者の求めに応じて天然ガスを供給できるようにするなど、事業者が原料を自由に選択できるようにすべきだと思います。

ここまで、現行制度の問題点と、その是正要望を中心にお話しをさせていただきました。

次の論点でございます、供給インフラのアクセス向上や整備促進については、簡易ガス事業の小規模性から実際的に意見を申し上げる立場にはないかもしれませんが、ただ、今後参入の自由化が行われることになると、簡易ガス事業者の中にも託送により天然ガスを供給したいという者が出てくることであろうかと思います。託送制度などの検討に当たっては、いわゆるパンケキ問題や熱量統一によって公平さを欠くことのないような制度設計をお願いしたいと、一言申し上げておきたいと思えます。

最後に、今般のガスシステム改革において留意すべき点として、既に前回あるいはそれまでの委員会でご指摘がされているようですが、保安の確保について申し上げたいと思えます。

仮に全面自由化されると供給義務がなくなり、いわゆる公益特権が廃止されるのではないかと危惧されておりますが、保安を確保していくためには経年管の入れかえなどの計画的な導管の維

持が必要でございます。このため、現在簡易ガス事業にも認められている、いわゆる公益特権を引き続き認めていただきたいと思います。

また、保安に関しましては自主保安の考えを基本にするべきと考えますが、仮に参入のハードルを高くしないよう業務の委託制度を検討される場合は、配管、機器の設置や仕様等の情報を競合する事業者へ提供することには公平さを欠くこととなりますので、場合によっては既存事業者への委託ではなく、第三者機関の設立等も考えられるのではないかと思います。

さらに、現在でも簡易ガス団地を包含する形で一般ガス事業の供給区域が拡張されます。その一般ガス事業者は簡易ガス団地に侵食してくる場合がございます。いわゆる二重導管問題が生じてまいります。埋設されたLPガスの導管の上に別な導管が敷設されますと経年管の入れかえなどの際、手間やコストがかかるというよりも非常に危険な状態になると思います。仮に全面自由化された場合に天然ガスとLPガスの導管が輻輳しかねず、問題がさらに大きなものになるのではないかと懸念する会員もでございます。天然ガス用の管同士、LPガス用の管同士であれば託送の問題で割り切れるということかもしれませんが、異なるガスの種類の導管では、例えばガスくさいという通報があったときに、どこの事業者の管から漏れているかわからないだけではなく、場合によっては天然ガスの導管にLPガスの管をつないでしまうという例もありません。

このような危険な状態が懸念されますので、制度設計に当たりましては実際の現場を想定した慎重なご検討もいただけるとありがたいと思います。

以上、細々と申し上げましたが、簡易ガス事業者あるいはその全体的な思いとしてはこういう点がございますので、よろしくご配慮をいただきたいと思います。

○山内委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見があればご発言を願いたいと思います。ご発言をされる際に委員の方は、例によってお手元の名札を立てていただくようお願いをいたします。

それでは、いかがでございましょうか、今のご説明についてのご質問、ご意見。それでは、古城委員、お願いいたします。

○古城委員

二重導管問題についてちょっとお聞きしたいんですけども、簡ガスには都市ガスがやっているものもありますから、都市ガスが進出してきたらもともと簡ガスがやっていた導管というのを都市ガスが引き取って、都市ガス用に用いるんですね。それはどうなっているんですか。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

すみません、ご質問の趣旨が。

○古城委員

二重導管という話がありまして、もともと簡ガスでやっているところに都市ガスが来て、都市ガスが簡ガスにかわって供給するようになる場合がありますよね。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

はい、お客様によってはございます。

○古城委員

その場合に、簡ガスの導管があるのに都市ガスの導管がまた引かれるのではなくて、簡ガス用の導管が都市ガス用に今度は転換するということもできるわけですよ。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

団地一つ全体が、全てのお客様が切りかえられるのであれば可能だと思いますが、70戸以上のお客様がいらっしゃいますので、そのうちのごく一部がそうなった場合に、ガスをまぜるとするのはよろしくないんじゃないかと思います。

○古城委員

それで、先ほど簡ガスには都市ガスがやっているものもあるというお話がありましたね。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

はい。

○古城委員

それで、それを都市ガスが供給区域を広げてきた場合には、もともと簡ガスで供給していた部分を都市ガスで供給するんですね。そのときは、もともと子会社が簡ガスやっていたんですから、簡ガス用の導管を都市ガスに転換するんですね。二重導管問題というふうにはならないですね。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

その簡易ガス団地に、都市ガス事業者の方が簡易ガスもちろんやっておられるところもあります。自分の簡易ガス団地を包含する形で供給区域を設定されれば、おっしゃるとおりそれはできるんだろうと思うんですけども、別な簡易ガス事業者、全く同じグループでもないというときに、それは難しいことだと思います。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

先生が言われたように同じ経営で簡ガス事業をやっている、そこを含む形で供給区域が都市ガス事業が出てきた場合、ですからお客様次第だと思いますね。今、100戸のお客様がおられて、全員が都市ガスに変えたいというときは、可能性は非常に高いと思いますが、そういう場合には管をそのまま使うということではできるかもしれませんが、ただ、1者でも2者でも、別の方が了解されない方がいると、別に都市ガス用の配管をしなければいけませんので、当然その延長コストも

負担しなければならないし、なかなか取りまとめは難しいんじゃないかと思います。

○古城委員

そうすると、簡ガスと都市ガスの二重導管問題というのは、都市ガスが簡ガスをやっけていても、都市ガスが広がってきたからといって簡ガスを都市ガスに転換するというのは、お客様が納得しない限りできないと、こういうお話しをしていらっしゃるんですか。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

実際にお客様が簡易ガス事業から都市ガスに変えたいと移行表明されないと、実際に管は引きませんので。ですから、先生の言われている意味で、100戸なら100戸の簡易ガス事業を使われている方々を全者説得できてきれいに100人、100軒が都市ガスに転換したいと言われた場合には、当然そこに管をつないで使うことは可能だと思います。

○古城委員

私のは非常に単純で、簡ガスがあるところに都市ガスが広がってきて、都市ガスが簡ガスのお客様さんを都市ガスに切りかえたいと、こういう場合に一つのやり方は、いやいやと、自分たちで導管を引きますよと言ったら、簡ガスの導管の上に都市ガスの導管が二重に敷かれることになりますね。もう一つのやり方は、もう一つの可能性というのは、お客様が全体として都市ガスに転換していくということで、もともと簡易ガスの導管を都市ガスに転換する、この場合は二重通し問題は起きませんよね。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

そうですね。

○古城委員

それからもう一つは、いやいやと、簡ガスのお客様さん100人いるんですけども、20人が転換が嫌だということも都市ガスが遠慮して、いやいや、じゃあそれなら都市ガスは出まないと、簡ガスにお任せしますと、こういうやり方もありますよね。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

そうですね、実態的にはそういうことになると思います。

○古城委員

ええ。実際はどうなっているんでしょうかね、多くの場合、3つに。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

団地全体のお客様が切りかわるということではなくて、ごく一部の方が都市ガスを選択されると、そのために既に簡易ガスのLPガスの導管があるところに、同時に都市ガスの導管が敷設されるということになっています。完全に100%が入れかわるということは、今問題になっているのはま

さにそういうところでございます。

○古城委員

そうすると、簡易ガスをもともと供給していたところに都市ガスエリアが広がってくる、供給区域が広がってくるというときは、大体は二重導管問題が生じるというふうに考えていいんですか。それとも事業者間あるいはお客さんの間の調整がうまくいって二重導管問題が生じないまま供給方式が変わっていくということになるのでしょうか。実態がちょっとよくわからないんですね。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

大体が二重導管問題を生じると思います。

○山内委員長

よろしいですか。それでは、引頭委員、お願いいたします。

○引頭委員

ご説明ありがとうございました。大きく2点質問があります。1点目は事務局にご用意していただいた資料3の9ページ目に、簡易ガスの調定数の減少の理由の内訳が書いてあります。内容的にはオール電化への切りかえ、空き家がふえた、あるいは建物自体がなくなるといった背景で調定数が減っていったようでございますが、今後小売が自由化された場合、簡易ガス事業者様の競争環境、競争の状況というのがどのようなイメージになっていくのかについて教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、保安についてです。質問させていただくのが少し難しいのですが、簡易ガス事業者様の保安のレベル、クオリティといったものを考えたときに、LPガス事業者つまり、液石法の事業者様と、それから簡易ガス以外の都市ガスの事業者様と大きくくりで比べた場合、どのような位置づけといたしますがレベルになっているかについて教えてください。以上です。

○錫田日本コミュニティーガス協会会長

まず第1点のほうですが、環境変化、自由化後どういう形になるか、なかなか想像するのが難しいんですが、簡易ガス事業は今現在でも先ほど申し上げました都市ガスが侵食可能である状況にある。あと、液石のLPガスさんとは当然自由な競争原理にさらされておりますので、それ自身を持ってすると、必ずしも競争は厳しくなるのかどうかよくわかりません。この自由化ということだけで考えますとね。

ただ、都市ガス業界さんがいろいろ新しい刺激を受けられて、今まで以上に活発、アグレッシブになってこられる傾向が私自身はあると思っておりますので、対都市ガスの観点から言うとかなり厳しい競争にさらされるだろうなど。同じく、電力システム改革の話もありますので、電力

業者さんについても新規参入あるいは競争の激化が出てまいりますので、ここに書いてありますオール電化等々について、さらなる競争条件の悪化といえますか厳しさが出てくると思っています。定量的にはよくわかりません。

2つ目の保安の点ですが、これは液石あるいは一般都市ガスと比べても、制度上は同等の保安状態が保たれているというのが建前だと思いますので、それについてどちらが、優劣をつけるということはできないと思います。

○引頭委員

少し質問が適切ではありませんでした。簡易ガス事業者様として、もし何か特徴的に保安に対して取り組んでいるものがあれば教えてください。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

特徴的なところで申し上げますと、私どもの簡易ガス事業は団地ごとに簡易なガス発生設備、特定製造所というのがございます。そこからガスを供給しているわけですが、ガスの事故ということで行きますと、まさに製造段階の事故の数というのはもう簡易ガスだけと言っていいほど、年間10件程度全国で起きます。その中の大部分がいわゆるヒューマンエラーといえますかうっかりミスと、要するにガスの配送のときに開栓忘れとか、そういったものが年間10件程度ございまして、そういう意味ではお客様の信頼をなくすということになりかねませんので、協会としてはそのいわゆるヒューマンエラーの防止、これを最大の目標に掲げて保安講習会等々をやっているところでございます。

○山内委員長

よろしいですか。それでは柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

どうもありがとうございました。この資料4の11ページを拝見しますと、200戸未満のマル簡事業者がもうほぼ8割、9割を占めているという状況で、かつ、一方においてこの大手の事業者を見ますと都市ガス事業者のアンブレラの中に入って、一つの都市ガスを見ながらLPを売っていくという、その都市ガス大手の関連の会社が大手にたくさんあるような気がいたしました。マル簡というこの簡易ガスの制度があることによって、導管の敷設のしやすさとか、あるいは料金規制とか、要するにメリット、デメリット、両方あるような気がするんですね。

それで、これ見ると大手の事業者はこの規制を、都市ガスの事業が完全に自由化して、その規制を取っ払うということによって競争をエンハンスするということに対して、大手から比較的小さな小売事業者まで、方向性としては自由化の方向で考え、このヒアリングをしていますというお考えが多かったように思うんですけども、この200戸以内の小さな比較的地域に密着し

た地域主権のこの事業者の中のお考えというのは、やはり同じように競争を自由化するんだったらマル簡の制度はやめちゃって自由に、そのかわりそのメリットがあるのをやめても自由化のほうを選ぶんだというのがメジャーの考えとしてあるというふうに思っよるしいんでしょうか。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

先ほど申し上げたように1,400の事業者さんがおられるので、我々もその理事会等々でお話を聞いて、あるいは各支部から直接ではありませんが間接的な形で今先生が言われたような方々の意向を聞いております。

基本的には、もうやはり自由化の流れというのが一つあって、こういう小規模事業者にとっては例えば料金認可に対する手続対応とか許可申請とか、特に廃止の許可の申請とか、結構大変な手間になり始めているところがあるわけですね。

また同時に、これは競争環境からいいますと、こういう小規模の方が供給されている地域というのは、やはり基本的にそういった小ロットのマーケットのある地域が必然的にございますので、自由化ということがあってもその自由化の彼らから見る弊害、競争強化とか、そういう点ではある程度地域密着もされているので不安が薄いというバックグラウンドもあろうかと思ひます。

基本的には自由化に反対ということではなくて、自由化全体の流れにさお差すまでの意向はお持ちではないと理解しております。

○山内委員長

よろしいですか、柏木委員。では、何かありましたらまた後ほどご発言ください。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

ほとんどがLPを使われているというお話がありました。先ほどからどちらかという都市ガスが簡易ガスのところに攻めてくる話が出ていますんですけども、言われましたように災害時の強さだとか軒下在庫だとかということを考える、あるいは最近のシェールLPガスの日本の元売の買い方なんかを考えると、もしLPガスの価格が下がったら逆に都市部で簡易ガスないしLPガスが都市ガスエリアに普及するという可能性もあると思うんですね。その場合はコストを下げる上でも簡易ガス方式というのは役に立つかもしれない。

こういう流れで考えると、まずお聞きしたいんですけど、その場合、逆に二重導管という問題も起きるんじゃないかと思うんですけども、それはどうお考えなのかというのが1点と。

それから、もう1点は、ということは要するに液石法の世界へ移りたいというお話をされたのかどうか。70戸規制を外せという話はわかったような気がするんですけど、そこがちょっと余り明確じゃなかったと思うんですけども、そういう質問、そういうご提案なのかどうかとい

う点が次にお聞きしたいことです。

そして、もしそこが明確でないとすると、この審議会のたてつけ自体から考えても、209社の日本ガス協会のほうは、日本ガス協会ですとまとめるのはちょっと無理だということで4つのグループに分かれてそれぞれ言われたわけですが、1,400社のそもそも日本コミュニティー協会をその業界団体の人がまとめて言うという、たてつけ自体で何か限界があるんじゃないかなというふうにちょっとやりとりを聞いていて感じましたので、最後はコメントかもしれませんが、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内委員長

それでは、お願いいたします。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

2点お伺いしましたが、私ども自身も都市部で都市ガスに対抗する意味で簡易ガス事業、液石の導管事業をやりたいと今現在思っております。これはマンション単位とか、あるいはこれからセキュリティーあるいはコミュニティー単位でそういったエネルギーを持ちたいという意向も結構出てきておりますので、それに乗ってやっていきたいと思っております。とりあえずマンション単位の話で幾つか私ども事例がありますが、それに関しましては二重導管という話はまだ起きておりません。ただ、いずれにしても先生がおっしゃるように都市ガスの配管の上に私どもが配管をするということも当然出てくる話だと思います。

それから、2つ目の話で、いろいろお話しを申し上げた意見を統合すると、液石法に行きたいのかというようなお話でございますが、本日私が申し上げるのは最後のコメントにもかかわりませんが、液石法に行きたいとかガス事業法に残りたいとか、そういうお話を申し上げたつもりはなくて、現行ガス事業法の中でいかに不公正な立場にあるかをぜひご理解をいただいて、今後全面自由化になるのか、あるいはガス事業法の一部改正になるのか、申し上げた私どもの不利益部分だけを補正いただけるのか、これらについて落ちが私わかりませんので、とりあえず私どもの要請だけ申し上げさせていただいたということでもあります。

最後の、お前は代表して話できないじゃないかという点については全くおっしゃるとおりでありまして、ただ1,400もあります業界の方をそれぞれ分類して連れてきますと、また何十人という話になりかねませんので、209社の都市ガスと1,400の簡易ガス事業ということから考えると、私どもでできる限りのご説明をさせていただいて、もし必要があれば別の形なり、あるいはご当局からの情報でご判断をいただくということではないかと思っております。ご指摘はごもっともだと思います。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、古城委員、どうぞ。

○古城委員

2度も質問して申しわけありません。もう一度、二重導管の話なんですけれども、自由化のやり方によっては二重導管問題は起きないと私は思っているんですが、これはどうでしょうか。例えば先ほどの、今ですと小売自由化できませんし託送がありませんから、もともと簡ガスが供給しているところに都市ガスが入ってくるときは自分で、全員が転換してくれるんじゃないかなと思ったら自分で敷設しなきゃいけないので二重導管問題は起きます。しかし、もし託送ができるということになりますと、簡ガスの施設を使って接続して都市ガスを送らせてもらうということはできますから、100戸のうち70戸が都市ガス欲しいと言いますと、託送料を払って簡ガスの設備を使ってガスを送るということは可能になりますから、わざわざ二重導管にする必要はありませんね。

それから、逆に今都市ガスのエリアに簡ガス供給したい、自分たちで導管をつくるというやり方しかないわけなんですけれども、もし今後完全自由化して託送ができるんだったら、そんなことをせずに小売事業者として都市ガスとして供給すればよいわけですから、わざわざ二重にもう導管を設置するという必要、完全自由化するとなくなるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

そこまで激しく想像しておりませんでした。完全に本当に自由化され、ガス種についても自由化をされるということになれば、技術的にはよくわかりませんが、理論的には可能なんじゃないかと思います。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

簡易ガス団地の中の100軒のうち70軒とおっしゃったわけですが、実際のその、一つの固まりできれいに仕分けられるお客様、都市ガスに切りかえたい、LPガスそのままにしておきたいというそれがきれいに分けられるならいいんですけれども、現実の問題としては交互にまざったような状況になるんでしょうから、現実にはなかなか難しいところはあるんじゃないかというふうに思います。

それから、後段の話は簡易ガス事業者が都市ガスのエリアの中で供給をしていくというときにガスの種類を変えれば、おっしゃるとおり託送ということではできないのではないかと思います。ただし、従来どおりLPガスを供給したいというときは、やはり問題……

○古城委員

LPGを、プロパンを原料としている都市ガスエリアには入れるわけでしょう。天然ガスじゃなくてプロパンを、プロパンと言わないのかな、それは。ガス種が簡易ガスと変わらない都市ガ

スもあるでしょう。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

LPガスを供給されている都市ガスがあるということですか。それは何社かはありますけれども、それはもう、ごく限られた会社、事業者ですから。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

ですから、消費者のほうで既存の方も、あるいは新しく出てくるものも、LPGにこだわりがあると、もうLPG高カロリーだからプロパンを使いたいという方が簡易ガスなりあるいは簡易ガス事業のお客様の中に混在していると、完全自由化されたとしても、天然ガスでは嫌だ、LPGが欲しいという方がいる場合には、先生の言われるような意味で二重導管がなくなるということにはならないんじゃないかと思います。全員がもう天然ガスでいいという……

○古城委員

それはだから、ちょっとすみません、物理的に、ガス種が天然ガスとプロパンは違うと思うんですけども、ガス種で近いものというのはないんですかね、地方の。天然ガスを原料にしている、13Aですか、それはどうなんですかね。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

そういう特殊なケースにはできるとは思います、最初のご質問は一般論だと思ったものですから、今都市ガス自身がLPGでやっているプロパンガスの組成であるのならば、そこへ我々が簡易ガス事業で入っていく、ガス種が同じであればそれはできるかと思いますが、天然ガスとLPと別々ということになると1本の配管では無理だと思いますので、そういう意味でございます。

○ガス市場整備課長

ガス種で確認があったので補足いたします。都市ガス事業者の中でLNGを使っていない事業者が一部あることは前回の第4グループで説明申し上げました。P13A、プロパン・エアーは、熱量をLPガスそのものより下げるために空気を入れていますので、ガス器具は都市ガス用の器具が使えます。しかし、これはピュアなLPGを流すと逆に器具は使えなくなってしまうので、プロパン・エアーの一般ガス事業者にLPGの利用を促すというのはちょっと難しいと思います。

一方、LPGをそのまま流している都市ガス会社も4社あります。これが何で一般ガス事業者なのかという経緯論はあるんですけども、一般ガス事業者で許可をしておりますけれども、外形は簡易ガス事業と変わりません。そういうところでは管あるいはお客さんが使っている機器の交換なしにそのまま使うことは可能だと思います。

あとは先生がおっしゃったように、管を引くのか、それとも管を追加で引くとコストがかかる

なのでお客さんと相談する中でみんなで切りかえるのか、という実態論はいろいろあると思います。

○山内委員長

それでは、次に松村委員、お願いいたします。

○松村委員

まず、業界団体が全ての事業者を代表できるのかという点に関しては、その問題は都市ガスだって基本的には同じ。二百数十社全てが出てきているわけではないという点は同じで、今回の場合には簡易ガスでは団体としてしか出てきていないから、その程度はより大きいかもしれないが、この点について本質的な違いはないと思います。

当然、意見は大きく分かれているところあると思いますから、今後制度設計をしていく段階で、今までと同様に、どうしてもまずいとかという点があれば文書で出していただければ、私たち見ることできる。今回はみなが思っていることは言えたけれど、意見が違うところはなかなか言えなかった、という点に関して、個別としてどうしてもこの提案は納得できないということがあれば、それぞれの個社の判断で、文書を出していただければいいと思いますので、私は今回業界団体からしかヒアリングできなかったことは大きな問題だとは思いません。

それから、液石法に寄せることがいいのか、今までのようにこちらの制度のままの方がいいのかという点に関して、統一的にしてほしいということはおっしゃらなかったと理解しています。現行の制度の問題点は挙げていただいたので、それを踏まえてこちらで考えて、液石法に寄せても今の制度を維持しても、ご指摘になった問題点が解消されていないということであれば、また再度文書でこれではだめということをご指摘いただくことになると思います。どちらが全体としてより消費者にいいようなことをこちらでちゃんと考えなさい、どちらになっても良い制度になれば構わないということをお願いしたいと理解しています。

それから、先ほどからずっと出ている二重導管という言葉は、私はやめたほうがいい、この文脈で使わないほうがいいと思います。二重導管と言うときには、普通あるいはこの委員会ですべて使っていたのは、都市ガスの範囲で、都市ガスの供給区域内で複数の導管が敷設されるケースです。その結果として同じガス種を使うものが本来なら1つで対応できるのに敢えて二重に引くというのが非効率的ではないかという観点で出てきていた。そのときの二重導管の定義には必ず、ガス種が違うものに関して違うガス管が引いてあるのは二重導管と言わないとなっていたと思います。その頭の整理をきちんとするべきです。

既にコミュニティーガスが、ある種のネットワークをつくっているときに、新たに都市ガスの管を整備しても無駄じゃないかとかという観点が重要でないとは言わない。しかしこれも同じ二重導管という言葉を使うと混乱する。違うガス種の導管で共用できないのだから。違う言葉を使

って、別の問題として整理すべきだと思います。

それから最後に、私これ聞き間違いだと思うのですが、LPガス管と天然ガス管が同あると、繋ぐときに本来LPガス管に繋ぐ必要があるのを間違えて天然ガスのほうに繋ぐとか、その逆とかが起こる可能性があるから問題があるとの指摘に関してです。その可能性の指摘は一応伺いましたが、それが物すごく深刻な問題なほど、そんないいかげんな人たちが頻繁に工事していたとは、私は全く認識していなかった。つまり、それぐらいのことはふつうの事業者はちゃんとやるでしょうというのは常識で、だからといってヒューマンエラーは常にあるので注意不要だということは決してないと思いますが、そういうトラブルを起こさないようにするためにも管はちゃんと分けるというか、もうこの地域には天然ガスの管は引かせないようにする、この地域にはLPガスの管は引かせないようにする必要がある、そういう発想でおっしゃったのではなかったと思います。そういう発想ではなかった、それを口実に導管敷設を制限すべしという意図ではなかったと思いますから、なかったということであればお答え不要ですが、そういうつもりでしたということだとすればもう一回、普通まともな事業者が施工していればそんなことは滅多に起きないのではないですかという素朴な疑問に対して、もうちょっと説明をお願いします。以上です。

○鶴田日本コミュニティーガス協会会長

事案の詳細は私も伺っていないんですが、2年ほど前に現実にある地域、企業の名前を申し上げると失礼になるので、工事施工業者のミスで異種のガスをつないでしまったということがあろうと思います。ただ、それは件数が多いのかどうかという意味では、私はそんなに件数が多いとは思っていませんが、重大事故につながるという意味ではそういうケースもあるということは頭に置きたいと思っています。

○松村委員

なるほど、わかりました。信頼性の極めて低い人が工事しているということが現実にあるということですね。それを踏まえて制度設計する必要があることがわかりました。

○山内委員長

そのほか、いかがでございましょう。よろしいですか。それでは、簡易ガス事業についての議論は以上で終了にしたいと思いますけれども、最後に日本ガス協会からご発言があればお願いいたします。

○日本ガス協会

多くが一般ガス事業との関連において簡易ガス事業の課題が提起され整理されているというふうに認識しておりますので、ちょっと一般ガス事業側の認識についても少し触れて、発言させて

いただきたいと存じます。

簡易ガス事業は、実態としては公益性が非常に高い導管で供給するという、ガスを輸送してそしてその導管の供給できる範囲でガスを供給するという企業であるというふう認識すると、ガス種が異なっても実態的に言うと一般ガス事業とイコールの性格を持っているというふうに見ていいんじゃないかというふうに思います。

しかしながら現在のガス事業法の中では、縷々ご説明ありましたように、簡易ガス事業の生い立ちだとかあるいは普及プロセスの結果として、一般ガス事業とは異なる事業規制が行われているというような状況になっているんだろうと思います。

今般、小売全面自由化を初めといたしまして新たなガス事業システムを構築して、その中で改めて一般ガス事業も整理していこうというようなことになっておりますけれども、簡易ガス事業についても一般ガス事業と同じネットワーク事業者として位置づけて、規制やあるいはインセンティブ等について整理をしていく必要があるんじゃないかというふうに、こういう認識で今おります。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

3. 今後の進め方及び論点について

○山内委員長

それでは、簡易ガス事業についての議論は以上ということにさせていただきまして、続きまして今後の進め方、それから論点の議論に移りたいと思います。これにつきましても、まずは事務局から資料の概要説明をお願いしたいと思います。

○ガス市場整備課長

資料5をごらんください。この資料では1ページから5ページ最初までに、前回までの4回のヒアリングで事業者からあった発言をまとめております。

その上で、こうした意見も踏まえ、5ページのところに2.として、今後の進め方及び論点の案を示しました。委員の皆様から、追加すべき論点や次回以降の各論点の審議で留意すべき点につき、ご意見をいただきたいと存じます。

簡単に紹介いたしますと、論点1は小売事業にかかる論点を挙げました。(1)で事業類型を小売と導管に大きく整理できるのではないかと提起した上で、小売については(2)で小売事業に対する参入規制の程度、6ページの(3)で小売料金規制の必要性、続く(4)で利用者保護の観点から都市ガス小売事業者課すべき義務、7ページの(5)で安定した供給確保の観点から

都市ガス小売事業者に課すべき義務、(6)で最終保障サービスの必要性を論点として挙げています。

続く論点2は、導管事業に関する論点として、(1)の都市ガス導管事業に対する参入規制、(2)の託送供給条件に対する規制、8ページの(3)の二重導管規制、(4)の同時同量制度、(5)の熱量調整を挙げています。

論点3は保安責任に関する論点です。

9ページの論点4は、卸取引所を含む卸市場の活性化や基地利用などに関する論点です。

最後、10ページの論点5の簡易ガス事業制度は、本日のヒアリングを踏まえて具体的な論点を改めて提示します。

論点6は、電力市場との相互参入を可能とし、エネルギー市場全体で新たなビジネスやサービスが創出される環境を整備するために確保すべき点。

論点7は、都市ガスの小売全面自由化を初めとする制度見直しを仮に行うならば、その施行する時期はどうあるべきか、あるいは施行時期を事業者間で変える必要があるかについての論点です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。今、資料5にしたがいまして、これまで出された意見、それから、これから議論すべき論点についてご説明いただきました。

今日のところはこの論点、出された意見を踏まえてですけれども、論点についての、これが適切なものであるか、あるいはこれ以外にも論じるところがあるのかどうか、こういうようなことを中心に概要についてご議論いただければというふうに思います。

それでは、今後の進め方、論点につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。どうぞ、永田委員。

○永田委員

ありがとうございます。1点だけ、ここで例示された論点以外で、消費者にとって情報開示の問題でございますけれども、いろんな形での情報開示があります。例えば、料金も含めた事前の情報開示と事後的な情報開示、これは料金及び経営効率化状況もしくは企業の財務状況を含めてどういう情報を事業者として開示するか。これについては一般ガス事業者様から簡易ガス事業者様と企業規模が異なりますし、それから上場企業であったりとかそうではなかったりとか、地方公営企業であったりとか色々なパターンがございますので、それによって開示できる内容とレベルが違くと基本的には認識しております。

したがって、一律な開示というのは現実的には難しいとは思いますが、特に今後料

金がもし自由化された場合は、やはりある一定の規模以上の損益分岐点を超えた場合、例えば競争環境においては値上げのインセンティブ、もしくは値上げの環境があるケースもあると思います。そういった場合にはある程度、企業内容の開示が消費者と事業者の情報の非対称性を回避するためには重要ではないかと考えております。そのあたりについて、一つ論点として検討をもし可能であればしていただきたいです。いろんな難しい問題がございますので、必ずしもそれがなければ今後のこのシステム改革について大きな障害になると、そういう認識はございませんけれども、一点そのように思っております。

それから、もう一点申し忘れましたけれども、たしか第3グループのところで、小売全面自由化についてシステム対応については一定の猶予期間ですか、準備期間も含めて必要であるというご指摘がございました。

これは一つのアイデアですけれども、例えば地方銀行さんですと共同システムとか一定のシステムを共同開発するとか、そういったことも工夫していらっしゃるかと思います。例えばその共通の部分について一定程度共有化できる、もしくはそれをやることによってある意味ではシステムの開発の納期を短縮するとか、そういった工夫ができるのではないかと考えております。そのあたりも一つ検討の対象ではないかと。

それと、システムの開発は、やはり最終的にはこういった自由化を進めるに当たって非常に重要ですので、システムの安定性を確かめるために第三者の評価も必要かと思っております。例えば、銀行の場合でしたらシステム統合する場合、第三者評価一定の前提条件で監督官庁等の指示で実施していたかと思っておりますけれども、そういったことも含めてこのシステム改革をより効果的、効率的に実行するための一つの工夫として検討できないかと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。情報開示の問題と、それから自由化に対するシステム対応のことですかね。この辺についてのご意見だったと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。全部で6点でございます。

まず1点目は、今永田委員がおっしゃった情報開示のなかの料金の開示についてです。この委員会だけでできるかどうかはわかりませんが、各グループのお話をずっと伺っていると、特にLPガス事業者だとか、あるいは今後入ってくるであろう電力事業者を含めて、同じレベルで開示していただく必要があるのではと思います。消費者から見るとどの事業者からサービスを受けるかを考える際には開示が必要になります。これは他の課と協調しながら考えるべき論点ではないかと思われました。

2点目ですが、論点1の(6)の最終保障サービス、ラストリゾートについてです。これまでガス供給事業者については、小口部分において総括原価方式が採用されていることなどから、ガス事業者が倒産するといったケースがあまり想定されていなかったのではないかと思います。しかし、今後はそうしたことが起こった場合の手続きなども考えておかないといけないのではないのでしょうか。事業者が倒産し、突然ガスの供給が受けられなくなると利用者としては非常に困ります。そうした最終需要家に余り負担がかからないような、そして支障が起きないような、そんな仕組みを考えることも必要ではないかと思いました。

3点目です。論点2の(2)の託送供給条件のところにある託送料金についてです。これまで導管は総括原価方式の中で投資および回収を行ってきたものであり、今後もここに書いてあるようにインセンティブを確保しながら投資をやっていってもらわなければいけないということかと思えます。そうなりますと、料金をどのように設定するのが重要になります。例えばプライスカップであるとか、レベニューキャップ、あるいはコストマイナスアルファキャップといった様々なやり方はありますが、そうしたアプローチについても少し踏み込んで考えるべきなのではないかと思いました。

4点目です。論点6の電力市場との相互参入を可能とし、とあり、これは非常に重要な論点だとは思いますが、しかし、電力事業者以外の事業者との気見合わせというものもあるかもしれません。ですので、異業種との関係についても、少し触れておく必要があるのではないかと思いました。

5点目です。ここに大きな論点としてあがってがいないのですが、消費者の方への教育とありますが、啓発といったことについてです。海外の事例見ていると、自由化後に、原料の価格が上がったことで、結果として料金が上がってしまい、自由化は失敗だったんじゃないかという声が消費者から上がっているというように伺っています。自由化の仕組みであるとかメリットであるとか、あるいは消費者が負うべき責任、といったことについて消費者の方に御理解いただけるような仕掛けを少し考えないといけないのではないのでしょうか。やっぱりだめなのかなど。これについては海外でも大問題となっていようですので、日本ではその経験を取り入れ議論すべきだと思います。

最後の6点目です。保安について論点3に記載されています。保安についてはいろいろと難しい問題もあると確認しております。ここで今すぐに意見は言えないのですが、もう少し深掘りをして、議論すべきではないかと思いました。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。 情報開示とラストリゾート、それから託送料金の規制の方法、それから電力以外、異業種とのコラボの話と、消費者の意識向上、保安の深掘りと、この6点をい

いただきました。ありがとうございました。それでは、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

今、最後に言われた異業種の参入というかですね。これちょっと考えると、一次エネルギーですから、例えば原子力が動き出せば電力はガスが少し余ると。と、恐らく電力がガスに参入してくると、これはもう容易に考えられると。それから石油が、需要が減ってくると、そうするとやっぱりガスディビジョンをつくってガスに参入してくると、これも容易に考えられると。商社が実際今まで輸入してきて、それを実際その直売りに回ると、これも考えられる。

あと一つ大事なのは、やっぱり外資が直接入ってくると、そうするとその外資ですから自分のナショナリズム、要するに出てきたものを適切な価格で持ってきちゃうわけですから、そこで例えば電力の自由化がかかって、あいているところに発電所をつくると、発電所つくって安いガスで発電することも可能だし、でガスと電力セット売りにすることも。そのときに、外資が入ってくる、その発電システムもその国の独自のものをつくるといことになると、全て外資系でこのエネルギーシステムが組み立てられる可能性も秘めていると。そこをどうやって、ある程度国の中でお金が回るようにする、ユーティリティ、我々の使うエネルギーですから、できる限りやはり国内でうまく循環できるようにある程度指定するというのも、外資ヘッジングということも必要なんではないかというふうに思うんです。

その点は読めるんだらうと、念のため申し上げておきますと、そこをどういうふうにヘッジングするかということをやっぱり考えておく必要があるんじゃないかと。

○山内委員長

ありがとうございます。自由化した国でヨーロッパなんかは外国の国の企業が電力を売ったりとか、そういうことが十分あるわけですからね。また日本でも以前はエンロンの問題とかございましたしね。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回ではなく次回以降に具体的に議論するべきなのかもしれませんが、ちょっと先走って申し上げます。

まず、基本的に全体としてガス事業のことを議論するという事は十分わかりますが、この改革は電力市場にも影響を与える。ここで電力市場などのことにも言及されていますが、これはガス事業者が電力事業に出ていくということを念頭に置いて書かれている。それだけではなく、て例えば基地の開放に関しても、都市ガス用に使うために開放するということが当然あり得ると思えますが、発電市場に使われて、その結果としてガスの使用量が増えて全体として効率化し、都

市ガスの利用者にもメリットがあるとかということもあり得ると思います。ここの委員会の守備範囲ではないのかもしれませんが、電力市場の競争基盤にもなるという視点で、基地の解放だとか卸市場だとかを考えていくべきだと思います。

次に、これも論点4はこの文言で問題ないとは思いますが、1のところ具体的に書かれているもの、卸市場というのも大変結構でぜひ検討すべきだと思うのですが、私はその前の段階で最低やらなければいけないとしつこく繰り返しているのは、小売価格とインCONSISTENTな卸価格にならないように監視するという点です。これは最低限必要なことだと思っています。

これは、各グループのヒアリングで出てきたところに限定されない。例えばコミュニティーガスがアドバンテージを持っているのは、LPガスのハンドリングにアドバンテージを持っているという側面もあると思いますが、例えばマンションだとか団地だとかというのに一括して供給するという点に関してもアドバンテージを持っているという側面もあると思います。そうすると、今は考えておられないかもしれませんが、場合によっては天然ガスの卸供給で受けて、一括して団地、天然ガスの小売供給する、電気で今行われているアグリゲーションに対応することも将来的にはあり得ると思います。

こういうような形で卸供給を受ける価格が、大口の小売価格に比べて高いのはどう考えても理由ないと思いますから、こういうものについても小売価格、大口の小売価格とインCONSISTENTでない価格であることを監視すべきです。もちろん大口で売るときにはそれなりにもうけているわけで、同様のもうけを卸価格にのせるのは、卸事業者の判断でできて問題ないと思います。しかしそれを超えて参入阻止的な行動をとっていないとことを監視する、何らかの形で担保することは必要なことだと思います。電力でもやられていると思います。

この視点が、1に入っているというか、卸市場のような取引所のようなハードルの高いことをやる前の段階で、何らかの形で入っているということは重要なことだと思いますので、この視点は決して落とさないようにお願いします。

それから、少し前に戻って、小売のところですが。これも小売の論点の立て方はこれでいいと思うのですが、自由化のところ6ページ(3)のところ、都市ガス事業への新規参入の可能性が低い地域においても小売料金に対する規制はないと考えてよいかという表現に関してです。これは問題として正しいと思うのですけれど、この背後には、問題となるのは参入が比較的難しいであろうところだけ、グループとしては例えば第4グループのようなところだけが問題で、第1グループのようなところは競争が起こるだろうから問題はそもそも起きそうにないという認識だとすれば、これは完全に謝りだと思います。

謝りだというのは、ここに書かれていることは正しいですが、別の理由でむしろ第1グループ

の方が危険という側面があると思います。都市ガスは日本全国にあるわけではなくて、都市ガスにアドバンテージがあるところは都市ガスが広がってきて、LPガス、シリンダーで供給したほうがコストアドバンテージがあるところは都市ガスが供給されていなくてLPガスが供給されているという形になっている。コミュニティガスも含めて適材適所という格好になっていると思います。

ということは、第4グループのようなところは全てがそうだとは言いませんが、かなりの部分、マージナルな部分という変なのですが、競争力からして都市ガスの競争力がもうぎりぎり發揮できるというところでやっているという側面がある。そうするとコスト的にはLPガスのコストと非常に近いものですから、LPガスと激しく競争しているというのが本当に実態としてあり得て、そこが競争になっているから無体で価格を上げられないというのは本当にあると思います。しかし例えば都市ガスに圧倒的にアドバンテージがあるようなところ、コストが相対的に安いところで、シリンダー供給のLPガスとの競争があるから相対的に料金が上げにくいという側面は、むしろ弱いと思います。

逆に新規参入者が入ってきて競争が起きるから、そちらの面では抑制されるという面はあるが、しかし他燃料との競争というところで十分抑制されるという点では、むしろ第1グループのほうが懸念は強いということすら言えると思います。私はあらゆるグループで潜在的に問題はあっていると思っています。

その上で、本当に必要ないかどうかという議論をすべき。特に第1グループのようなところでは競争環境が十分に整備されるということがあればそちらの競争で大丈夫だろうという議論になると思いますから、競争環境整備の議論が非常に重要になってくると思います。

そういう議論なしに、比較的参入が難しそうなおところだけが問題であると頭を整理しないように、お願いします。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。電力市場改革との関係ですね、そういった問題と、それから小売価格と卸売価格の関係の整合性、そして小売価格の競争、これについている市場支配力ですね、それをきめ細かく見なければいけない、そういうお話だったと思いますけれど。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

今まで5つのグループのお話聞いてきて、ガス会社同士の競争という絵もかなり見えましたけれども、一方で電力との競争あるいはLPとの競争という話も出てきたと思います。今の松村委員の話しともかかわるんですけども、そもそもこのガスシステム改革を進めるに当たって、

電力システム改革の影響は非常に大きかったわけで、その電力システム改革の中にガスでも同じような考え方を導入すべきであるという球がこう投げられてスタートしたような経緯があると思います。

ということは、これ前に言った発言につながるんですけども、LPガス業界に対してもやはりいろいろ市場を整えていく上で、こちらから投げる球があるんじゃないかと思うので、どこかそういう一文というか、そういう方向性を出したほうがいいんじゃないかということを感じます。

それから、もう一つは保安についても、ここは保安の責任のとり方みたいな話になるんですが、やっぱり保安そのものの中身にも影響すると思いますので、今のガス行政のあり方だと、いわゆるそこで市場整備的なところはLPと都市ガスが分かれていますけれども、保安はむしろかなり一体的にやっているというような組織にもなっていると思いますので、そのところ、保安のほうにもやっぱり何らかこうサインを送るようなガスシステム改革になったらいいなと思います。

その場合に、最後のスピード感のところとちょっとかかわるんですけども、どうも今までグループの話聞いていますと、やはりお客さんから見て同時にスタートしたほうがわかりやすいし、企業の側からしてもあるところに規制があり、あるところに規制がないという形になると動きにくいという話が出てきまして、大きく言うとやはり電力システム改革との同期化みたいな方向も一つ見えてくるんじゃないかと思うんですが、手続上2016年の全面自由化というのを今からガスやって間に合うのかどうかと、その辺のことはちょっと技術的に可能なのかどうかということをお聞きしたいし、もう一つ、保安のほうに対して球の投げ方としては、今そのガスの保安だとかLPの保安でやっているスピード感と、何かこちらのスピード感でちょっとずれを感じますので、そのスピード感を調整しなくていいのかという、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○山内委員長

電力改革との関係の問題、それから保安との関係の問題、これについて省庁の中でもやはり部署の違いがある。こういったところについては事務局からお答え願いたいと思います。

○ガス市場整備課長

では、すみません、まず橘川委員のところ、LPについてもヒアリングの中でもいろんな指摘がありました。これからの審議の中でも他のエネルギーとの競争というのも大きな視点ですので、そういうご指摘があった、その受けとめ方についてはLPを担当している部署と相談をして考えたいと思います。電力についても同じことだと思います。

保安については、保安を担当する部署がありまして、今回も出席しております。保安、安全を確保しなければいけないという観点はその安全を担当する部局がやっております。こちらでは市

場環境整備、市場規制の観点から保安の負担とか責任のあり方がどういう影響あるいは効果があるかということをご審議いただいております。

したがって、一般ガス事業あるいは簡易ガス事業について、こちらの小委員会で何か保安に関してこういうやり方があるんじゃないかとか、こういう仕方がいいんじゃないかという一定の方向性が出ましたら、そのサインをガス安全小委員会に送って、こちらの提案とか意見は保安を確保する、あるいは向上させるという観点から妥当なのか、違う考え方があるのか審議してもらおう。そういう構造を考えております。以上です。

○山内委員長

それでは、今までのところですね、ちょっと一旦切って、いろいろご意見が委員から出されましたので、事務局側のコメントをお願いいたします。

○ガス市場整備課長

順番にお応えできるところから申し上げたいと思います。

永田委員と引頭委員から、利用者に対する情報開示とか、あるいは啓蒙のあり方というお話がありました。固い意味で制度にきちっと書いて義務づけるという話と、運動論というか環境整備ということから取り組むべきことと、両面があるというお話だったと思います。その区別も大事だと思えます。競争ということでは、他のエネルギーも含めて簡単に価格その他のものは比較できないと一体どちらを選んでいいかわからない。そうすると競争を受ける側もどう競争していいかわからないという面があります。確かに外国の事例では電気もガスも一つのサイトであなたの地域では幾らぐらいになりますよということが簡単にわかるものがあると我々承知をしております。そういうことも含めて、どういうふうに伝えていくかという枠組みについては、是非この小委員会で検討いただきたいと思っております。

永田委員の、特に一定規模以上の事業者の方が値上げをするときに、どのようにその情報を開示するかについても、その中で考えたいと思います。

永田委員からあったシステム対応について、これは制度というよりも、一定の制度の枠が決まったときにその上でどういうふうに事業者の方が対応するか、システムの話以外にもいろんな連携あるいは協調の仕方というのはあると思えます。そういうものについて、どういう展開の仕方が良いかは考えたいと思えますけれども、ヒントとか先進的な事例があれば共有する機会を設けたいと思えます。

引頭委員からあった最終供給サービスに関連して、交渉してある種の時間間隔の余裕を持ってできる場合については、そういうものがなくても誰かからはガスを買えるということはあるかもしれないけれども、ある日突然ある事業者さんが事業を停止してしまったという場合にその日か

らガスはとまるということがあっては問題ではないか。そういう緊急事例におけるつなぎをどうするかということだと思います。つなぎについて、つなぎを担当する事業者をあらかじめ定めて、その方が販売をするというやり方をとっている他国の例もありますし、つないだ後改めて供給する人が精算するというやり方もあります。そこはルールをはっきりさせておいて、とにかく止めてしまうということにならないようにするということだと思います。現場の声も踏まえながらどういう対応があるか審議いただきたいと思っております。

それから料金、これは託送料金についてだと思いますが、ぴたっとはまる料金を行政が認可するという形について、インセンティブを与えるということから上制限のようなものの提案があったと思います。そういう選択肢も踏まえて、4月以降議論いただきたいと思っております。

保安についても引頭委員からありました。今日は選択肢として3つ挙げましたが、実際に審議いただくときにはそれぞれについてどのようなメリット、デメリットがあるのか。これは既に保安業務あるいは都市ガス事業を営んでいる方、あるいはこれから都市ガスの事業に何らかの形で参入されようという方、両方からいろんなご要望があると思っておりますので、わかりやすく確認した上で、どの選択肢がより適切か審議いただけるよう準備したいと思っております。

柏木委員からあった、外資も含めていろんな人が参入する際の規制ですが、先生ご案内のとおり外国為替貿易法で一定の規制があります。それ以外の可能性は、仮に新しい制度が動き始めたときに、ある事業者が参入しようとした場合、どういうことができ、またはできないのかの整理はきちっとしておくということかと思っております。

松村委員からありましたLNG基地の扱い、それ以外のガス工作物の扱いも、ガスが一次エネルギーで電力が二次エネルギーということに起因するのでしょうか。ガスを使って発電することも可能でありまして、LNG基地は都市ガス事業のための原料をためておく設備であるとともに、発電の原料を提供する施設でもあります。現在、公正取引委員会と資源エネルギー庁で定めている指針には、LNG基地を第三者に貸す場合の指針が書いてあります。これはおよそ全てのLNG事業者、つまり電力事業者が持っている基地にもガス事業者が保有される基地にも適用されます。こういう指針もありますので、余り何のための基地かということに予断を置かず、今ある施設がいかに有効に社会全体で使っていけるかという観点から検討すべきと、そういう指摘だったと思います。

それから、卸市場についてありました。ここには余り明確には書いていないのですが、9ページの一番下の4の(1)のところで、取引所の話が中心ではありますが、卸市場の透明性向上あるいは選択肢拡大のためにどのような措置があり得るかとの一文が入れてあります。この中で、卸価格が小売価格に影響する形で不適切な設定がなされないようにという趣旨を入れたつもりで

あります。これは取引所の話だけをしているわけではなく、卸価格の透明性あるいは適正さも含まれるものとして議論していきたいと思います。

小売の料金規制について、第4グループ以外についても料金規制の必要性はきちっと議論すべきではないかとの指摘を1.の(3)に当たるものとしていただきました。これもちょっと文章がわかりにくいかもしれませんが、真ん中辺りにある、全面自由化するときにはこのような料金規制に対する規制、小売料金に対する規制は必要ないかという問いかけは、グループを問わずに発している問いです。その上で、例えば、と補って次の文章を読んでいただきたいのですが、第4グループではなかなか実際に都市ガスでほかの人が入ってくることは想定されないというお話があったので、そういう場合の規制の必要性はどう考えるかという問いを立てたと理解いただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは引き続き皆さんからのご意見を伺いたいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、ここにつきましても、最後に日本ガス協会から何かご発言があればお願いしたいと思いますが。

○日本ガス協会

論点整理が行われて、次回からまさに制度の議論に入ってくるだろうと思いますので、一言発言させていただきたいと思います。

まずは前回までのところ、4回にわたりまして私ども一般ガス事業の各者の意見を聞いていただきまして、本当にありがとうございました。ガス業界はさまざまな地域特性だとか企業規模を持っておりまして、それゆえ意見も多様であったわけでありますけれども、その反面で全国の都市ガス事業者としての共通の認識も存在したというふうに考えております。

共通している点を大きく捉えますと、これから申し上げる2点になるというふうに認識しておりまして、これらを踏まえて今後の制度設計に生かしていただければありがたいというふうに思います。

1点目は、中小事業者も含めて多くの事業者が、今後の事業展開として総合エネルギー企業を目指していくということが言われております。具体的には天然ガスをソースにして、これまでの熱を中心とした供給に加えて、コジェネ、エネファームなどによる電力供給、さらにはソースに再生可能エネルギーも取り込んだり、あるいは最適なエネルギーを合理的に使っていただくという意味でエネルギーソリューションの提供なども事業として付加していくという、いわば分散型の総合エネルギー事業を目指していくということが共通して言われているところだろうと思いま

す。

さらに事業者によっては系統電力の発電や小売、あるいは再生可能エネルギーの発電や小売というところまで行くという、いわばガスアンドパワーを目指していくというような動きでありますとか、あるいはエネルギー事業に加えて暮らしの創造事業を結合させて、総合生活事業へと進化させていくという事業展開まで示した事業者があるわけであります。

一方で、本小委員会の第1回の議論の中で、今後のガスシステム改革の目的と論点が議論されましたけれども、その目的の第一に、天然ガスの魅力が活かされるような新たなビジネスやサービスの創造ということが目的の第一番目に示されているわけであります。したがって、今後の制度設計に当たりましては、このガスシステム改革の目的が達成されて、そして我々が目指す総合エネルギー事業への事業意欲が後押しされるような、そういう改革が成し遂げられればよいなどというふうに思っておりますので、ぜひその点についてご留意をいただきたいなというふうに思います。

それから2点目は、多くの事業者から小売の全面自由化に対して前向きなコメントがされたわけでありますけれども、しかし、そのためには幾つかの条件または前提が必要だということが言われておりまして、一言で言えばお客様のメリットが損なわれないように、そしてまた向上することが必要だということだろうというふうに思います。

お客様のメリットの確保・向上というのは第1回目で私のほうで述べさせていただきましたけれども、安定供給のためのしっかりとした仕組みを構築するということに尽きるのではないかとこのように思います。安定供給のための仕組みというのは、一つは低廉で安定した調達ができる仕組みとしてできているということだろうと思いますし、それから2つ目にインフラがしっかり整備されて、整備のための投資回収が着実になされる仕組みが整っていることだと、そしてまたガス体エネルギーでありますので特に保安が重要でありまして、保安水準が維持向上できるような仕組みが備わっているということだろうというふうに思っております。

多くの事業者からの意見もそこに集約できるのではないかとこのように思います。全面自由化のもとでも、ぜひこの安定供給の仕組みがしっかりと確保されていくということが重要だということに考えております。

今後の制度設計に当たりまして、お客様のメリットの向上すなわち安定供給確保のための仕組みづくりという視点を常に照らし合わせながら制度設計を考えていく必要があるというふうに考えております。

また、お客様のメリットから超えて、さらに地域への貢献ということも強く多くの事業者から言われているわけであります。これは、これまで地域と共に生きる都市ガス会社として存在して

きたということ踏まえながら、今後全面自由化の中にあっても、新たな供給者も含めて全事業者が、地域の活性化あるいは安全な地域づくりということに貢献していかなければならないという、こういう指摘だろうというふうに思います。この点についても制度設計において踏まえるべき点ではないかというふうに考えております。

以上、大きくこの2点の問題が我々この制度設計にとっては極めて踏まえておくべき重要事項だというふうに考えておりますので、一つよろしくご検討のほうをお願いしたいと思います。

○山内委員長

どうもありがとうございました。最後に何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。それでは、最後に今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○ガス市場整備課長

それでは、本日いただいたご意見を踏まえ、次回以降は具体的な制度設計の審議に入りたいと思います。次回、第7回は4月3日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。論点1都市ガスの小売事業についてご議論いただく予定です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次回は4月3日ということですので、よろしく願いいたします。

それから、冒頭に課長からお話しありましたように、東日本大震災に当たっての黙祷ですけれども、これ14時45分からが予定されておって、そしてこれは全省庁的にといいますか、この館内全体でやるということでもあります。会議のほうはこれで閉じますけれども、大変重要なことですので、ここにご参集の皆様、各自ご対応いただければというふうに思います。

4. 閉会

○山内委員長

それでは、以上を持ちまして第6回ガスシステム改革小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——